

板橋区立福祉園等指定管理者評価委員会設置要綱

令和 5 年 6 月 26 日 区長決定

(目的)

第 1 条 板橋区立福祉園及び障がい者福祉センターを管理運営している指定管理者の管理運営状況を評価するため必要な事項を定めることを目的とする。

(評価委員会の設置)

第 2 条 指定管理者の管理運営状況を評価するため、板橋区立福祉園・障がい者福祉センター指定管理者評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

(評価委員会の組織及び委員の構成)

第 3 条 評価委員会は、次に掲げる者につき、板橋区長が委嘱し又は任命する委員 5 人をもって組織することとし、内 2 名を外部委員とする。

(1) 福祉部長

(2) 障がい政策課長

(3) 障がいサービス課長

(4) 外部委員（板橋区職員以外の有識者等）（2 名）

2 評価委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により定める。

3 委員長は、評価委員会を代表し、会務を統括する。

4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

5 委員の任期は、委嘱又は任命された日から、委嘱又は任命された年度の 3 月 31 日までとする。

(評価委員会)

第 4 条 評価委員会は、委員長が召集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、外部委員 1 名以上を含む半数以上の委員の出席がなければ評価委員会を開くことができない。

3 委員長は、必要に応じ委員以外の者を評価委員会に出席させることができる。

(実施施設)

第 5 条 評価委員会は、次に掲げる施設について評価を実施する。

(1) 東京都板橋区立加賀福祉園

(2) 東京都板橋区立小茂根福祉園

- (3) 東京都板橋区立蓮根福祉園
- (4) 東京都板橋区立高島平福祉園
- (5) 東京都板橋区立前野福祉園
- (6) 東京都板橋区立赤塚福祉園
- (7) 東京都板橋区立徳丸福祉園
- (8) 東京都板橋区立小豆沢福祉園
- (9) 東京都板橋区立三園福祉園
- (10) 東京都板橋区立障がい者福祉センター

(所掌事務)

第6条 評価委員会は、次に掲げる項目について指定管理者を評価する。

- (1) サービスの提供に関すること。
- (2) 事業運営に関すること。
- (3) 施設管理に関すること。
- (4) 費用効果に関すること。
- (5) 指定管理者の継続性・安定性に関すること。

2 評価委員会は、前項に掲げる項目について指定管理者を評価し、板橋区長に報告する。

(委員の責務)

第7条 委員は、公正、公平に評価を行わなければならない。

2 委員は、評価の過程において知り得た情報を公表してはならない。ただし、板橋区が公表した情報及び評価委員会が公表した情報については、この限りでない。

(庶務)

第8条 評価委員会の庶務は、福祉部障がい政策課が処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、評価委員会の運営に必要な事項は、福祉部長が定める。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。